

事業性融資ご利用時に信用保証料の優遇を受けるための「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」認定について

川口工業健康保険組合では、被保険者・被扶養者の皆様の健康増進を支援するため、特定健康診査費用の補助や特定保健指導などの保健事業を実施しています。

従業員の皆様の健康増進のために健康診査や特定保健指導を積極的に取り入れている企業を、川口工業健康保険組合が「認定」いたします。

★認定の基準は？

川口工業健康保険組合が把握する特定健診等の受診率（事業主による定期健康診断を含む）が80%以上で、川口工業健康保険組合と協力して従業員等の健康管理を実施している企業を、「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」として認定します。

★認定されるメリットは？

認定を受けられた企業は、埼玉県信用保証協会の「健やか」保証制度の利用が可能となります。
※制度のご利用にあたっては、本認定とは別に、金融機関及び埼玉県信用保証協会による所定の審査があります。

『健やか』保証制度とは

川口工業健康保険組合から「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」として認定された中小企業者の皆様に限り、割安な保証料率（基準となる保証料率と比べて、最大10%割引※）で利用いただける保証制度です。

※一部割引対象外となる場合があります。

★認定を受けるには？

「認定申請書」にて申請してください。（お問い合わせ先 保健事業課 048-229-2353）

※健診受診率は、特定健康診査等（40才から74才の被保険者）と事業主による定期健康診断の受診状況から川口工業健康保険組合が確認いたします。

※認定申請書の申請受付から「認定書」の交付までに、約1週間を見込みください。なお、受診状況等によっては、交付までにお時間をいただきますのであらかじめご了承ください。

※「健やか」保証制度の主旨から、埼玉県信用保証協会では、川口工業健康保険組合の被保険者が5名以上の企業を対象としておりますのであらかじめご了承ください。

※融資に関するご相談につきましては、県内の取扱金融機関の窓口へお問い合わせください。（川口工業健康保険組合では融資のご相談等は承りかねます。）

埼玉県信用保証協会ホームページアドレス <http://www.cgc-saitama.or.jp>

お問合せ先

本店営業部	保証二課	048-647-4722	川越支店	保証課	049-249-1681
熊谷支店	保証課	048-521-5221	春日部支店	保証課	048-731-7311

川口工業健康保険組合は、加入者の皆様の健康増進に積極的に取り組む企業を応援しています！

埼玉県信用保証協会の『^{すこ}健やか』保証制度のご案内

『^{すこ}健やか』保証制度とは

川口工業健康保険組合から「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」として認定（認定の詳細は裏面をご覧ください）された中小企業者みなさまに対して、割安な保証料率（当協会が一般的に提供する保証制度と比べて最大10%保証料率を割引※）での保証を提供する保証制度です。
※一部割引対象外となる場合があります。

ご利用できるお客さま

次のすべてを満たす中小企業者さま

- ・川口工業健康保険組合から「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」認定を受けていること
- ・直近決算書上、債務超過でないこと（個人事業主の場合は青色確定申告を行っており、元入金
がマイナスとなっていないこと）

※その他、保証協会の利用資格を満たしている必要があります。詳細は当協会ホームページをご覧ください。

保証の条件

保証限度額	2億8,000万円
信用保証料率※	年0.45～1.71%
資金使途	事業性の運転資金、設備資金

その他の条件については当協会ホームページをご覧ください。

※信用保証料とは、信用保証協会がお客さまの委託に基づいて保証を行う際に、対価としてお支払いいただくものです。信用保証料率は9つの区分に分かれており、お客さまの経営状況に応じて、適用されます。

信用保証協会とは

「信用保証協会」は、中小企業者みなさまが、金融機関から事業に必要な資金を借りるときに、その保証人となって、お金が借りやすくなるようサポートする公的機関※です。埼玉県信用保証協会は埼玉県内の約1/3の中小企業者みなさまにご利用いただいています。

※信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された公的機関です。

ご注意！！

- ・お借入にあたっては金融機関及び信用保証協会による所定の審査があります。
- ・信用保証協会は中小企業者の事業資金に対して保証を行う機関です。住宅ローン等の非事業性借入の保証は取扱っておりません。
- ・『^{すこ}健やか』保証制度は埼玉県信用保証協会の独自の制度となります。
- ・保証のお申込は金融機関を通じて行う必要があります。なお、取扱い金融機関は当協会に届出書を提出した金融機関に限られますので、詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

埼玉県信用保証協会ホームページアドレス

<http://www.cgc-saitama.or.jp>

お問合せ先

本店営業部	保証二課	048-647-4722	川越支店	保証課	049-249-1681
熊谷支店	保証課	048-521-5221	春日部支店	保証課	048-731-7311

健康保険協会・組合等連携保証制度

すこ
「健やか」

従業員の健康増進に
積極的に取り組む企業を
応援します！

保証料を
最大で
10%割引

平成31年4月に要件を緩和しました！
制度概要は裏面をご確認ください。

<主な改正内容>

- ①対象者に「日本健康会議」または「埼玉県」から認定を受けている中小企業者を追加しました。
- ②「直近の確定決算書上にて債務超過でないこと」の要件がなくなりました。
- ③取扱金融機関について、当協会と約定書を締結している全ての金融機関が対象となりました。



【制度概要】

詳細は当協会のホームページにてご確認ください。

埼玉県信用保証協会

検索

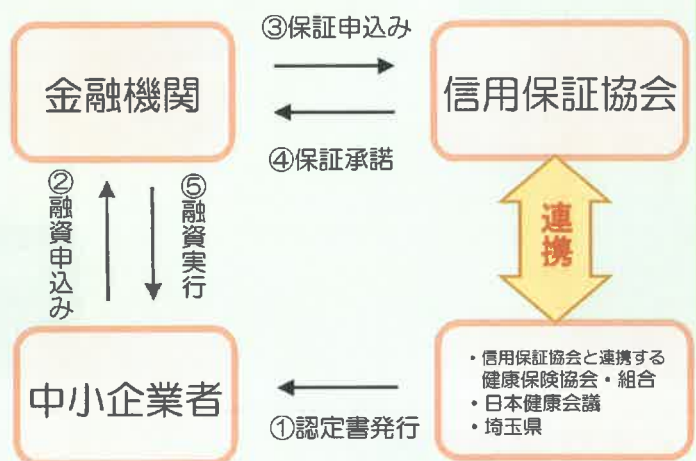
対象者	次のいずれかに該当する中小企業者 ・当協会と連携する健康保険協会・組合*から「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」の認定を受けている。 ・日本健康会議から「健康経営優良法人」の認定を受けている。 ・埼玉県から「埼玉県健康経営実践事業所」の認定を受けている。																																						
保証限度額	2億8,000万円																																						
資金使途	運転資金・設備資金・運転設備資金（本制度を用いての借換は不可）																																						
保証期間	運 転 資 金：10年以内（据置6か月以内） 設 備 資 金：12年以内（据置12か月以内） 運 転 設 備 資 金：12年以内（据置12か月以内）																																						
貸付利率	金融機関所定利率	返済方法	分割返済（一括返済は不可）																																				
担保	必要に応じ	保証人	原則として法人代表者のみ																																				
信用保証料率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証料率区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>本制度の保証料率</td> <td>1.71</td> <td>1.58</td> <td>1.40</td> <td>1.22</td> <td>1.09</td> <td>0.95</td> <td>0.76</td> <td>0.59</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table> ※有担保割引有り（▲0.1%） ※保証料率区分9については、割引措置はありません。									保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	基準保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	本制度の保証料率	1.71	1.58	1.40	1.22	1.09	0.95	0.76	0.59	0.45
保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																														
基準保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																														
本制度の保証料率	1.71	1.58	1.40	1.22	1.09	0.95	0.76	0.59	0.45																														
必要書類	信用保証協会所定の申込書類のほか、「当協会と連携する健康保険協会・組合*」、「日本健康会議」、「埼玉県」のいずれかが発行した認定書（写）が必要																																						

※本制度の取扱いが可能な当協会と連携している健康保険協会・組合（平成31年4月1日現在）

- ・全国健康保険協会埼玉支部
- ・川口工業健康保険組合
- ・東京金属事業健康保険組合
- ・埼玉県建設業健康保険組合
- ・埼玉機械工業健康保険組合
- ・全国土木建築国民健康保険組合

なお、健康保険協会・組合によって認定書の発行要件が異なります。

【ご利用の流れ】



【お問い合わせ先】



本店営業部 保証一課 048-647-4721 川越支店 保証課 049-249-1681
 保証二課 048-647-4722 春日部支店 保証課 048-731-7311
 熊谷支店 保証課 048-521-5221